

教義 ー 2356
令和3年1月8日

各市町村教育委員会教育長 様

秋田県教育庁義務教育課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等の徹底について（依頼）

このことについて、令和3年1月8日に秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、国の緊急事態宣言を受けた対応が示されました。

つきましては、貴管下の小・中学校及び義務教育学校に周知し、これを参考に適切な対応がなされるよう御指導をお願いするとともに、次の点について御留意いただきますようお願いいたします。

【児童生徒及び教職員の感染拡大防止等についての留意点】

- ①緊急事態宣言が発出された地域との往来については、真にやむを得ない場合を除き避けるとともに、新規感染者数の増加が継続・高い水準にある北関東や中京圏、関西圏など感染拡大地域との往来はできるだけ避けるほか、その他の地域との往来に関しては、訪問先の自治体が出しているメッセージや感染状況に注意し慎重に判断するよう、児童生徒、教職員及び保護者に呼びかけること。なお、教職員が上記の地域へ移動する場合は、事前に管理職に報告・相談をすること。
- ②児童生徒の心身の健康状態等について把握するとともに、家庭と連携した毎朝の検温や健康観察の実施、マスクの着用、手洗いの徹底など、基本的な感染症対策に引き続き確実に取り組むこと。
- ③児童生徒及び教職員に風邪症状等がある場合には、登校又は出勤を控えるようにすること。また、家庭内における感染拡大も見られることから、家庭での感染症対策に留意するとともに、同居の家族に風邪症状等がある場合の児童生徒及び教職員の登校又は出勤については慎重に判断すること。
- ④室温低下による健康被害が生じないよう配慮しつつ教室等をこまめに換気する、3つの密（密閉、密集、密接）を避ける、給食等の際には席の配置に配慮するなど、児童生徒の活動を具体的に想定した上で、集団感染リスクを低減するための対応に万全を期すこと。

⑤部活動の実施については、保健体育課が別途連絡する「『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』を踏まえた部活動の実施に関する留意事項について」を参考に、適切に対応すること。

⑥児童生徒を対象とした学校外の各種団体等が行う県外での交流や大会等については、保護者に情報提供をお願いするなど、児童生徒の県外への往来及び県外参加者との交流の状況について情報収集に努めること。

⑦感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせや誹謗中傷等の行為は、断じて許されないものであることを学校全体で確認し、偏見や差別が生じないようにすること。

<別添>

・新型コロナウイルス感染症対策について

(令和3年1月8日 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部)

— 本件担当 —

義務教育課管理班 018-860-5145

義務教育課指導班 018-860-5148